

主任技術者等の兼務制限の緩和

1 趣旨

近年建設労働者の慢性的不足や技術者等の不足により受注希望があるのに参加もできない例があるように見受けられる。また、国及び県においても兼務制限の緩和が見られる。

よって、本市においても受注機会の拡大に多少でも寄与できるよう次のとおり定める。

2 内容

主任技術者		現場代理人		備考
請負金額 (税込)	兼務制限	請負金額 (税込)	兼務制限	
技術者 専任要 ↑ 4000万円 (8000万円)	監理技術者の配置が必須の工事については兼務不可（1件の工事において、下請負金額の総額が4500万円（建築の場合7000万円）以上となる場合、2件の工事の下請負金額の総額が4500万円（建築の場合7000万円）以上となる場合） 例外として、専任の主任技術者（上記記載以外の下請負金額の総額である場合の工事に配置された監理技術者を含む。）が※1三次市内で密接な関係（①）があり、相互の間隔が10km程度以内の公共工事であって工事担当部局の承認が得られる場合には原則2件までは兼務可とする。	4000万円 (8000万円)	※1 三次市内で密接な関係（①）があり、相互の間隔が10km程度以内の公共工事であって工事担当部局の承認が得られる場合原則2件までは兼務可	
	3件以内 ただし三次市内の工事に限る。		3件以内 ただし三次市内の工事で施工場所相互間の間隔が10.0km程度以内の公共工事が発注部局の承認が得られる場合かつ監督員等との連絡が携帯電話等で常にとれること。	
	兼務制限なし		兼務制限なし	
500万円	兼務制限なし	500万円	兼務制限なし	

・兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計である。（他自治体の工事も件数に含む。）

・入札の不調・不落が増加したり、災害復旧工事が多数発注された場合には兼務件数を3件から5件とする場合がある。（その際は別途広報する。）

- ・兼務制限緩和の申請手続きは広島県の様式を使用し、契約書提出時までに兼務承認書を三次市財政課契約係へ提出すること。

- ・上記表は、一般、指名競争入札及び税込請負金額 500 万円以上の随意契約に適用する。

（税込請負金額 500 万円未満は全て兼務制限を撤廃する。）

- ・請負金額（税込）のカッコ内金額は建築一式工事における金額である。

- ・三次市発注の工事と他自治体発注の工事の合計が 3 件を超える兼務は不可とする。（虚偽の申請が判明した場合はその時点から 1 ヶ月の指名除外とする。）

- ・※ 1 ①の説明 密接な関係とは・・・ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請業者で施工する場合を含む。）のことをいう。

3 適用期間

- ・平成 28 年 8 月 30 日公告以降分から当分の間

※「建設業法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 353 号）」により、令和 5 年 1 月 1 日より金額要件を一部変更。